平成２８年（フ）第５３０３号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目22番５号　大島方
債務者　辻谷　栄三
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３０４号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目22番５号　大島方
債務者　辻谷　城子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３０７号
大阪府東大阪市衣摺１丁目10番13号サンライズヒルズ301、前住所大阪府東大阪市大蓮東３丁目１番５号ウエスト・パディ・フィールド203号
債務者　秋田　幸一
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６号
福岡県行橋市東大橋３丁目１番47号
債務者　中川　　直
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
北海道北斗市久根別１丁目３番３号　メゾン洋　１号室
債務者　成澤　　裕
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０９号
函館市宮前町31番２―420号　ハイタウン宮前
債務者　蝦名コト子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１３号
函館市昭和２丁目41番36号
債務者　稲葉　久雄
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１４号
函館市若松町18番13―902号
債務者　永瀬麻奈美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１６号
函館市日吉町２丁目22番19号　コーポ山中Ⅱ202
債務者　齊藤奈保子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１８号
函館市鍛治１丁目20番８号
債務者　辻田しのぶ（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８４号
千葉県佐倉市井野1586番地26　Ｈ棟302号
債務者　鞠子　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２４号
千葉県富里市七栄199番地226
債務者　宮内　康弘
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２４９号
千葉県佐倉市上志津1080番地12
債務者　鈴木　裕佳
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２５６号
千葉県成田市郷部303番地（花長ハイツ107）
債務者　石井　晴美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２５７号
千葉県成田市並木町161番地78
債務者　熱田　**隆**男
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市酒津2315番地　藤川住宅８
債務者　薮田　早苗
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
岡山県井原市門田町5278番地
債務者　中田奈緒美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７０３号
北九州市戸畑区夜宮２丁目７番22―402号
債務者　松野　光俊
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部